

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 21 日)
(第 8 号)

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 8 号

○平成29年3月21日（火曜日）

議事日程（第8号）

平成29年3月21日（火）午前10時開議

- 第1 議案第2号から議案第100号まで及び議案第102号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 請願の件
〔採決〕
- 第3 意見書案第3号
〔採決〕
- 第4 議提議案第1号
〔提案説明、採決〕
- 第5 議案第103号から議案第107号まで
〔提案説明、採決〕
- 第6 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第7 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号から議案第100号まで及び議案第102号
- 日程第2 請願の件
- 日程第3 意見書案第3号
- 日程第4 議提議案第1号
- 日程第5 議案第103号から議案第107号まで

- 日程第6 特別委員会の調査事項に関する報告の件
日程第7 議員派遣の件
-

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野

25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	北	川	裕	之
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	館		直	人
37	番	日	沖	正	信
38	番	前	田	剛	志
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	一
43	番	青	木	謙	順
44	番	中	森	博	文
45	番	前	野	和	美
46	番	水	谷		隆
47	番	山	本		勝
48	番	山	本	教	和
49	番	西	場	信	行
50	番	中	川	正	美
(20	番	欠			員)
(42	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田 圭 司
書 記 (事務局次長)	原 田 孝 夫
書 記 (議事課長)	榎 屋 眞
書 記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課主幹)	西 典 宏
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	渡 邊 信一郎
危機管理統括監	稲 垣 清 文
防災対策部長	福 井 敏 人
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
健康福祉部長	伊 藤 隆
環境生活部長	田 中 功
地域連携部長	服 部 浩
農林水産部長	吉 仲 繁 樹
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	松 田 克 己
健康福祉部子ども・家庭局長	岡 村 昌 和
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	亀 井 敬 子

雇用経済部観光局長	水 島 徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村 上 亘
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	城 本 暁
教育委員会委員長	森 脇 健 夫
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	森 元 良 幸
代表監査委員	福 井 信 行
監査委員事務局長	小 林 源太郎
人事委員会委員長	竹 川 博 子
人事委員会事務局長	青 木 正 晴
選挙管理委員会委員	高 木 久 代

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から

提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第3号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第103号から議案第107号まで並びに議提議案第1号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

戦略企画雇用経済常任委員会審査報告書

議案番号	件名
19	三重県情報公開・個人情報保護審査会条例案
21	三重県情報公開条例の一部を改正する条例案
22	三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案
23	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年3月8日

三重県議会議長 中村 進一 様

戦略企画雇用経済常任委員長 石田 成生

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
38	三重県特定非営利活動促進法施行条例及び地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案

67	財産の無償譲渡について
72	第2次三重県男女共同参画基本計画の変更について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年3月10日

三重県議会議長 中村 進一 様

環境生活農林水産常任委員長 彦坂 公之

健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
36	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
37	三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例案
53	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
71	地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期計画の認可について
88	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年3月10日

三重県議会議長 中村 進一 様

健康福祉病院常任委員長 小島 智子

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
40	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案
41	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
59	三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例案
65	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）内宮幹線（第4工区）管渠工事）
66	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第5工区）管渠工事）
68	県道の路線廃止について
69	訴えの提起（和解を含む。）について
70	訴えの提起（和解を含む。）について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年3月13日

三重県議会議長 中村 進一 様

防災県土整備企業常任委員長 下野 幸助

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
42	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
43	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案
45	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

5 1	三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例案
5 7	三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案
5 8	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年3月13日

三重県議会議長 中村 進一 様

教育警察常任委員長 村林 聡

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2 4	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
2 7	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
2 8	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
2 9	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
6 1	包括外部監査契約について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年3月13日

三重県議会議長 中村 進一 様

総務地域連携常任委員長 大久保 孝栄

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
2	平成29年度三重県一般会計予算
3	平成29年度三重県債管理特別会計予算
4	平成29年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
5	平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
6	平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算
7	平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
8	平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
9	平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
10	平成29年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
11	平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
12	平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
13	平成29年度三重県港湾整備事業特別会計予算
14	平成29年度三重県流域下水道事業特別会計予算
15	平成29年度三重県水道事業会計予算
16	平成29年度三重県工業用水道事業会計予算
17	平成29年度三重県電気事業会計予算
18	平成29年度三重県病院事業会計予算

20	伊勢志摩サミット基金条例案
25	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
26	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
30	三重県特別会計条例の一部を改正する条例案
31	三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案
32	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
33	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
34	三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
35	三重県県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例案
39	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
44	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
46	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
47	旧三重県立幼稚園教員養成所条例の一部を改正する条例案
48	三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案
49	三重県立美術館条例の一部を改正する条例案
50	三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案
52	三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案
54	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
55	三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例等の一部を改正する条例案

56	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
60	三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止する等の条例案
62	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
63	国営宮川用水土地改良事業に対する市町の負担について
64	土木関係建設事業に対する市町の負担について
73	平成28年度三重県一般会計補正予算（第7号）
74	平成28年度三重県債管理特別会計補正予算（第2号）
75	平成28年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
76	平成28年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第3号）
77	平成28年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
78	平成28年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
79	平成28年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
80	平成28年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
81	平成28年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
82	平成28年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
83	平成28年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
84	平成28年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
85	平成28年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

86	平成28年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
87	平成28年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
89	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
90	土木関係建設事業に対する市町の負担について
91	平成29年度三重県一般会計補正予算（第1号）
92	平成29年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
93	平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第1号）
94	平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
95	平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
96	平成29年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
97	平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
98	平成29年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
99	平成29年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
100	知事等の給与の特例に関する条例案
102	平成29年度三重県一般会計補正予算（第2号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年3月16日

三重県議会議長 中村 進一 様

予算決算常任委員長 舘 直人

請願審査結果報告書

(新 規 分)

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果
請31	『汚染土壌処理業（海山土壌処理センター）』の許可に対し慎重な判断を求めることについて	北牟婁郡紀北町河内125番地1 紀北町・船津川の水源を守る会 会長 野間 秀治	山 内 道 明 山 本 里 香 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 小 野 幸 助 大久保 孝 子 東 津 村 正 隆 藤 田 宜 三 小 林 正 人 津 田 健 児 長 田 隆 尚	採択

意見書案第3号

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用に関する意見書案

上記提出する。

平成29年3月9日

提 出 者

山 内 道 明
山 本 里 香
岡 野 恵 美
倉 本 崇 弘
稲 森 稔 尚
下 野 幸 助
小 島 智 子
野 口 正

大久保 孝 栄
藤 田 宜 三
小 林 正 人
津 田 健 児
長 田 隆 尚

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用に関する意見書案

障害者基本法において、精神障がい者は、身体障がい者及び知的障がい者と同じく「障害者」として定義されており、障がい者の自立のための支援策として、社会参加や就労、雇用の促進が図られている。

こうした中、多くの精神障がい者が、医療機関への通院や障害福祉サービス事業所への通所など、日常生活や社会参加のための移動手段として、公共交通機関を利用している。

一方、各交通機関では、障がい者向けに各種の運賃割引制度が実施されているが、対象者は身体障がい者及び知的障がい者に限定されていることが多く、精神障がい者にとって経済的負担となっており、自立や社会参加の妨げになっている。

平成28年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されるなど、近年、障がい者のための制度改革が着実に進められている中で、こうした取扱いの速やかな改善が求められている。

よって、国におかれては、精神障がい者についても、身体障がい者及び知的障がい者と同等の運賃割引制度が適用されるよう、公共交通事業者に対して働きかけを行うなど、必要な措置を講じられるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

提 出 議 案 件 名

議案第103号 副知事の選任につき同意を得るについて

議案第104号 教育長の選任につき同意を得るについて

議案第105号 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第106号 監査委員の選任につき同意を得るについて

議案第107号 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて

議提議案第1号 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第1号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成29年3月17日

提 出 者 藤 田 宜 三
津 田 健 児
舘 直 人
舟 橋 裕 幸
三 谷 哲 央
中 森 博 文
山 本 勝

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成13年三重県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し中「政務調査費」を「政務活動費等」に改める。

附則に次の1項を加える。

7 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、一月当たり、8万4千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

議会経費の縮減のため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

委 員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第1、議案第2号から議案第100号まで及び議案第102号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から、順次委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。石田成生戦略企画雇用経済常任委員長。

〔石田成生戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

戦略企画雇用経済常任委員会に審査を付託されました議案第19号三重県情報公開・個人情報保護審査会条例案ほか3件につきましては、去る3月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べます。

次期広聴広報アクションプラン（中間案）についてであります。

次期広聴広報アクションプランは、県民から県政に対する意見や評価を聞き、それらを反映した事業の情報を届けるための行動計画として、策定が進められています。

しかし、今回示された中間案は、片仮名語の表現が多く用いられるなど、わかりづらいものとなっています。

県当局におかれましては、最終案を検討されるに当たって、表現についても精査されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 彦坂公之環境生活農林水産常任委員長。

〔彦坂公之環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（彦坂公之） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第38号三重県特定非営利活動促進法施行条例及び地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案ほか2件につきましては、去る3月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 小島智子健康福祉病院常任委員長。

〔小島智子健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第36号三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ほか4件につきましては、去る3月8日及び10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

県立一志病院におけるプライマリ・ケアの取組についてであります。

現在、県立一志病院が実施している訪問診療等の在宅療養支援も含めた地域医療の実践や、保健、医療、福祉関係機関の多職種連携による地域に最適な医療体制づくり、総合診療医、看護師等の医療人材の育成などのプライマリ・ケアを推進する取組については、過疎化、高齢化が進展し、医療資源の少ない地域における医療モデルとして、全国的に注目されています。

県当局におかれては、こうした県立一志病院の長年にわたる取組が、今後もしっかりと継続、充実されるよう、引き続き、三重大学、津市などの関係機関と連携しながら支援していただきますよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 下野幸助防災県土整備企業常任委員長。

〔下野幸助防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（下野幸助） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第40号三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案についてほか7件につきましては、去る3月9日および13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

防災・減災対策についてであります。

平成29年度中に策定予定の三重県広域受援計画（仮称）、三重県防災・減災対策行動計画（仮称）及び三重県版タイムライン（仮称）と、平成31年4月に県南部地域で運用開始予定のDONETを活用した津波予測・伝達システムについて、現在の取組状況の説明を受けました。いずれの計画、システムも、本県の防災・減災対策の推進において重要なものであります。

計画については、特に、広域受援計画では、さきの熊本地震で明らかとなった課題を踏まえるなど、より実効性のある計画となるよう、県当局の今

後の取組に期待します。

津波予測・伝達システムについては、運用の開始が一日でも早くなるよう取り組まれることを要望します。

また、消防団の充実強化については、これまでの本委員会でも議論がされてきましたが、消防団員を応援するという機運の醸成を図るための消防団応援の店制度の導入や、消防団員を雇用している事業所支援の検討など、その充実強化に今後も引き続き取り組まれるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 村林 聡教育警察常任委員長。

〔村林 聡教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（村林 聡） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第42号公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案ほか5件につきましては、去る3月9日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、交通安全施設の整備促進についてであります。

センターラインや横断歩道などの道路標示については、その種類によってそれぞれ設置管理者が異なり、それらの更新は各管理者において実施されています。

県当局におかれては、センターラインなど道路標示の更新に当たっては、可能な限り同一の機会に実施するよう、各管理者間で十分に調整をしていただくとともに、交通事故が多発する場所に対する交通安全対策の徹底などについては、各関係機関が連携、調整を密にして、より積極的に交通安全施設の整備促進を図られるよう要望します。

次に、学校防災の取組についてであります。

あらゆる災害から児童生徒の命を守るためには、学校、家庭、地域が一体

となって学校防災の取組を推進していくことが重要です。

県当局にあっては、自主防災組織や自治会など、地域と連携した学校防災の取組が低い状況にある県立学校において、防災訓練や防災学習の実施など、より地域との連携交流を深めていく取組を推進されるとともに、これらの取組などを通じて、生徒が支援者となる視点からの防災教育がより一層浸透されるよう要望します。

また、津波浸水予測地域に所在し、指定避難所などに指定されている学校においては、津波で備蓄品が浸水しないよう、市町教育委員会との連携もしっかりと図りつつ、適切な場所での保管の徹底及び確認を早急に行うよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 大久保孝栄総務地域連携常任委員長。

〔大久保孝栄総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（大久保孝栄） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第24号三重県職員定数条例の一部を改正する条例案ほか4件につきましては、去る3月13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、トップアスリートの県内定着による競技力向上の取組についてであります。

平成29年度に実施する三重県職員採用試験から、スポーツで優秀な成績をおさめた競技者を県職員として採用する制度が創設されました。本制度は、トップアスリートの県内定着に向けた就職支援であり、本県の競技力向上につながることから、積極的な活用が望まれるところです。

県当局におかれましては、スポーツを推進する立場から、本制度を県内外のスポーツ競技関係者等へ周知し、広く応募を働きかけるなど、引き続き

トップアスリートの県内定着による本県の競技力向上に取り組まれるよう要望します。

次に、包括外部監査についてであります。

包括外部監査における監査人について、県では財務管理の視点を重視し、従来から公認会計士を選任されているところです。

しかしながら、地方自治法における包括外部監査契約に係る規定を踏まえ、監査人の選任については、弁護士など他の資格者も含め検討していくべきではないかと考えます。

県当局におかれましては、今後の包括外部監査契約に当たっては、その点も考慮されるよう要望します。

また、監査テーマについても、過去の状況も踏まえ、多角的に選定して包括外部監査を行うよう、監査人と十分に調整されることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 館 直人予算決算常任委員長。

〔館 直人予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（館 直人） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第2号平成29年度三重県一般会計予算ほか68件につきましては、去る3月7日、委員会を開催し、総括質疑を行うとともに、3月8日から13日にかけて、該当の分科会で詳細な審査を行った後、3月16日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第4号から議案第14号まで、議案第18号、議案第20号、議案第25号、議案第26号、議案第30号から議案第35号まで、議案第39号、議案第44号、議案第46号から議案第50号まで、議案第52号、議案第54号から議案第56号まで、議案第60号、議案第62号から議案第64号まで、議案第73号から議案第87号まで、議案第89号、議案第90号及び議案第102号の54件については、全会一致をもって原案を可決、議案第2号、議案第3号、議案第15号から議案第17号まで、並びに議案第91号から議案第100号までの15件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

平成29年度当初予算は、極めて深刻な財政状況の中にありながらも、県民の暮らしを守る取組や、真に必要な投資には予算を確保し、中でも、防災・減災などの喫緊の対策、伊勢志摩サミットの資産を未来に生かす取組やスポーツの推進などの未来への投資に対して、重点的に予算計上されているところ です。

本委員会としては、今年度も環境保全基金からの繰り入れなど、臨時的な収入に依存せざるを得なかったこと、また、職員の給与減額措置を行わざるを得なかったことは大変残念ではありますが、現在の財政状況においてはやむを得ないものと考えます。

県当局には、みえ県民カビジョン・第二次行動計画の着実な推進はもちろんのこと、伊勢志摩サミットの成果で三重の活力を高めるや、命と暮らしを守る、未来を担う人づくり、子どもの育ちを支える少子化対策の推進、スポーツ推進の本格展開の五つを、注力すべき取組の柱として、オール三重で選ばれる三重を目指して、的確に予算を執行するよう要望します。

また、極めて深刻な財政状況にある中で、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な行財政運営を確立するため、より一層の歳入確保と歳出構造の抜本的な見直しに向けた取組を、着実かつ効果的に推進するよう要望します。

なお、審査の過程において、特に議論のありました事項について申し述べます。

3月7日の総括質疑において、税収確保策としての事業の推進、環境保全基金から一般会計への繰り入れ、職員の時間外勤務削減、食の産業振興、公共事業予算の現状と考え方、農業分野における生産振興の取組、県債の償還期間延長による財政効果、産後ケア対策、道路陥没防止対策、誘致企業への補助金の見直し状況、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会事業の今後の方向性、MICE誘致の営業委託、自殺対策などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映させるよう求めました。

次に、3月8日から13日に開催された各分科会で、特に議論のありました

事項について、各分科会委員長から報告がありましたので申し述べます。

1点目は、環境生活農林水産分科会委員長から報告がありましたダイバーシティ社会の推進についてであります。

多様な人材が社会で活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けては、まず、広く県民の中においてダイバーシティに対する共通認識が醸成されていることが必要です。

今後、推進方針等の策定に当たっては、県民や関係団体等の意見を十分聞きながら、丹念に取り組まれることを要望します。

2点目は、総務地域連携分科会委員長から報告がありましたネーミングライツの取組についてであります。

本県の厳しい財政状況の中、歳入確保策として、これまでも県有施設へのネーミングライツの取組が進められているところですが、今後も対象の拡充を図るなど、より積極的な取組を推進されるとともに、ネーミングライツが県民にとって身近な取組として親しまれ、民間企業等からの協力も得やすいものとなるよう、関係部局と連携し、取組内容の充実を図ることを要望します。

以上御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 日本共産党より、議案第2号、15号、16号、17号について、理由を述べ、反対討論に参加をいたします。

初めに、議案第2号平成29年度三重県一般会計予算についてであります。

今、県民の暮らしはどうでしょうか。終戦直後を除けば、戦後かつてない

厳しい状況は続いています。さらに、アベノミクスで貧困と格差拡大が加速。知事は、記者会見などで、平成27年度の県民経済速報から1人当たりの県民所得は前年比2.5%増の322万円で、リーマンショック以降最も高くなったとおっしゃいました。それは、企業所得を含むもので、同資料から雇用者所得を県民1人当たりに換算すると、193万4000円です。県民総生産は、名目前年横ばい、実質前年1.3%減で、2年連続減少です。家計消費、支出も伸びません。所得が落ち込み、家計消費が落ち込んでいるからこそ、このことこそ重要視しなければいけません。

この情勢の中で、来年度一般会計予算案では、45%の政策的経費削減、つまり独自の県民サービスの削減をしようとしています。財政難はまさしく大変ですが、なぜそういう事態に追い込まれたのか、そこから何を生かすのかがなくては、同じことの繰り返しで延々と続きます。リーマンショックの緊急経済対策や災害復旧防災対策で起債がかさみ、膨らんだ県債が影響しているということですが、三重県ではこれまで国のモデル事業に率先して取り組んできたことが、初期費用とともに、事故や事業破綻によって深まった財政的な負担となり、担当する職員の事務量や精神的負担になり、今も続いています。そのことの認識を持てるかどうかですが、質疑をさせていただいてもその認識は確認できませんでした。

議案第2号平成29年度三重県一般会計予算では、今年度サミットが終わったものの114億円をポストサミット予算とし、実感できていない経済効果を引き寄せようと必死ですが、そのほとんどが大型道路建設であります。全国菓子大博覧会や宣長サミット開催が並ぶことも、意味不明です。

企業立地や促進の補助金14億6000万円のうち、かねてから問題を指摘している、巨額過ぎたシャープ社、今は鴻海となっておりますが、への補助金90億円の中の分割支出している2億円や、東芝の8261万円の補助金が計上されていることも問題です。今まさに多くの県民が心配をしているのが、東芝社の行く末です。分割や売却は、働く人や関連企業に大きな負担を負わせるものです。四日市工場の半導体部門は、そこ自体の経営はいいはずなのに、

6000人とも言われる働く人たちに困惑が広がっています。

三重県はこれまで、2006年から、2009年から、2011年からと絶え間なく補助金を出してきました。その間、並行して粉飾決算が行われていたのです。現在正確な決算が提出できず、2015年、2016年と支出がとまっていますが、来年度予算において、国策に追随し、原発に拘泥し、失敗を認めない体質が拍車をかけた挙句の事態と、信頼の置けないこの会社に県民の税金をつぎ込むことは、あり得ないことです。

また、教育委員会予算において、子どもと教育現場にとって圧力でしかない全国学力・学習調査を国から押しつけられる中、それを推進するみえスタディ・チェックや、教育の真の姿を曲げてしまう可能性のある学力向上県民運動推進事業、学力向上支援事業があります。合わせて5000万円となっています。これでは、世界で類を見ない教員の多忙化を解消できず、教育者として願っている、一人ひとりの生徒のその能力に応じた向き合い方ができる教育現場に戻すことはできません。だけでなく、疲労感を増やしています。人材ではなく、人を育てる教育に戻すような取組こそ必要です。

さらに、学校教育における人権教育研究推進事業を含む4事業、環境生活部における社会教育の場面での人権施策総合推進事業を含む5事業、また、職員研修の人権研修においては、昨年12月に強行採決された部落差別解消推進法審議の過程を踏まえ、参議院の附帯決議、過去の運動団体の行き過ぎた言動など、部落差別の解消を阻害した要因に対する対策を講じる教育、啓発や実態調査により新たな差別を生むことがないよう留意するを十分留意いただきたいのですが、実態として新たな差別を生むような事象が解消されていない中、そのまま進むことへの問題があります。

続いて、四日市港管理組合負担金は16億1252万円計上されており、うち9億円が霞4号幹線工事に使われる予定です。来年度で2車線完成を迎える時期となり、もともとの港湾計画の課題指標に基づき計画され、交通センサも変化してきている中で、これ以上税金投入を行うべきでなく、当初の4車線計画を見直すことの決断もないままに進んでいることから、補助金支出に

反対をします。

同様に、リニア中央新幹線関係経費として、大阪までの全線開通を見越した関係機関との連携強化のための予算が700万円組まれております。工事開始されたところでも、地元合意がないまま見切り発車です。冷静に立ちどまって、このことによって起こってくる、これからの県民、国民負担、真に県民の望むことのために使われるのかどうかということを考えなければなりません。誰のためのリニア中央新幹線か。これから始まる超巨額投資です。

続いて、1億1600万円の県政情報発信事業は、ベストミックスを迫及するという中で、今年度と同じ商業新聞折り込みのタブロイドということになっています。住民サービスの出発点に当たる、この事業です。県政だよりを家へ届けてもらうには特定商業新聞を購読しなければならないというのは、どう考えても問題があります。これをベストとは言えません。基本は、全戸に行き渡ることを迫及すべきです。

社会保障の中心である民生費は、昨年1人当たり5万8350円でしたが、来年度は5万61円と下がっており、高齢化、貧困化で自然増もあることから考えれば、心配です。多くは市町が実施主体となっておりますが、障がい者、高齢者サービス施設の運営のあり方が問題として取り上げられる中、監視カメラを設置するだけでなく、事業監査の担当を増やすなどのシステムの拡充が喫緊の課題です。消費税8%引き上げにより増収となった地方消費税増収分121億円は社会保障施策に関する費用に充てるとされています。しかし、それは従来一般財源で補ってきた部分をつかえたと過ぎません。子どもの貧困対策と言いながら、子ども医療費をはじめ、福祉三公費の窓口無料化については、それによって医療費の膨大な増加はないとされるデータもある中、議会からの要望があっても実施がなされておられません。

さらに、議案第15号、16号の水道事業、工業用水道事業については、20年を超えて十分に活用されるとは言いがたい長良川河口堰の建設から、維持のための費用が大きく影響している中、利用は低迷し、さらに利用料を上げることになってしまっています。一般会計に貸し付けなどを行ったりもする中

で、利用料を下げるべきという利用自治体からの意見も出ています。1500億円という膨大な費用をかけて建設され、利用が少なくても出資金や補助金を三重県が支出し、維持費を投じなければならない悲劇がここにあります。

議案第17号電気事業においても、同じく83億円をかけて建設されたRDF発電事業は、人身事故を起こし、採算が合わないため、処理料はトン当たり4倍にも変化をしてきております。市町を翻弄させて終了に向けて進んでいますが、これもまた、事業失敗の代表例です。

三つの会計において国に先導されたとはいえ、その時々には行政も議会も判断をしてきました。県民の貴重な税金を使って失敗に終わっていることを十分に認識すべきです。

県民の苦しみに寄り添い、住民の暮らしと福祉優先の県政を強く求め、以上理由を述べ、反対討論といたします。議員の皆様のご賛同を求め、終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 私は、日本共産党を代表して、提出された議案の中で条例関係の議案第23号、第24号並びに議案第42号と、職員給与削減関連の議案第91号、第93号から第100号までの計12議案に対する反対討論と、議案第40号の流域下水道条例改正案に賛成し、意見を申し上げます。どうか御賛同いただきますよう、お願いいたします。

まず、議案第23号は、国のマイナンバー制度の運用に伴う法律改正のための条文の整備であります。マイナンバー制度は、国民の財産や個人情報由政府によって管理、統制されることはもとより、情報の流出による国民への被害が心配されております。マイナンバーカードの普及が進まないことから見ても、決して国民の理解を得ているとは言えません。したがって、この条例改正に反対いたします。

議案第24号と議案第42号は、三重県職員や公立学校職員定数の削減を内容としている条例改正です。来年度の予算に関する説明書では、2016年10月1

日現在の職員数は2万3751人で、その前年に比べて86人減少、そのかわり、短時間勤務職員の人数、外数は昨年比べて52人増えたとされています。

ところで、条例改正案では、知事部局等で15人、学校関係部局で101人の、合わせて116人の削減案が提案されていますから、さらに職員が減るわけがあります。今、違法な長時間労働や過労死が社会問題となる中、世論に押されて厚生労働省は昨年12月末に「過労死等ゼロ」緊急対策を公表しました。しかし、その中身は実効性に乏しいものとなっています。

また、このほど安倍首相が示した残業時間の上限を100時間とすることについては、事実上過労死ラインを容認する考えとの批判が出ています。

日本共産党議員団は今こそ、国の示す方向ではなく、県職員の立場に立った抜本的な働き方改革に取り組みなければならないと考えています。この間、職員数の削減など当たり前のように行われてきましたが、流れを変えることが必要だと思います。既に、市町村合併によって県職員の仕事量は増え、その内容も複雑化しています。また、学校現場など子どもたちを取り巻く環境が変化している中で、超過勤務時間は決して改善しているとは言えません。教職員を増やし、みえ30人学級を促進すること、職員定数を減らし、非正規職員に置きかえるのではなく、正規職員を確保すべきだと考えます。したがって、議案第24号と第42号に反対いたします。

議案第91号、議案第93号から100号までの9議案は、今回の財源不足を職員給与の削減によって補おうとするものです。

人事委員会が3月3日に提出した知事等の給与の特例に関する条例案に対する人事委員会の意見では、「この措置は地方公務員法に規定する職員の給与決定の原則とは異なるものであり、労働基本権が制約されていることに対する代償措置と位置付けられた人事委員会の給与勧告制度の根幹にかかわるものです。このような給与の減額措置を行うことは遺憾であります。

本委員会としては、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されることを望みます。」と述べられています。

日本共産党議員団は、財源不足に対し、職員給与削減という安易な方法を

とるのではなく、山本里香議員がさきに述べたように、企業補助金や高速道路などの国直轄事業を見直すことをはじめ、財源確保すべき手だてはほかにあったと考えます。知事はじめ3役の給与カットは良としても、労働基本権を奪われている職員に対し、人事委員会勧告完全実施は当然のことで、人事委員会の意思に真摯に向き合っていたら良かった、法律を守っていただきたかったと思います。公務員賃金の削減は、民間賃金に連動し、地域経済の回復を遅らせることにもつながります。私たちは、地域経済をよくするためにも、今回の削減案に反対いたします。

最後に、議案第40号三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

私が今議会の一般質問で取り上げ、日本共産党議員団として再度調査を行うよう申し入れておりました志登茂川浄化センターの基礎ぐい改ざんその後の処理経過について、3月14日に担当部局から、志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設工事におけるひび割れ調査についてなる報告書がようやく出されました。報告書では、2006年の基礎ぐい改ざんの発覚によって2年以上工事が遅れ、2010年2月ようやくコンクリート打設が始まり、工事完成は2011年8月だったこと、ひび割れ補修は、工事中、また工事完成後の2012年6月から10月まで行われ、総補修箇所は2755カ所に及んだとのことです。

そこで、私たちが不安に思っている志登茂川浄化センターの現在の安全性については、昨年12月から今年3月まで水槽部のひび割れ調査が行われたとのことです。その結果、工事完成までに発生した201カ所のひび割れのうち、同じ箇所を確認できるひび割れは24カ所で約1割程度となり、ひび割れの進行は収束している、構造物にゆがみや沈下や傾きがなく、水槽構造物として重要である水密性も水張り試験で確認しているとのことで、当該施設が安全であるとの判断でした。

それにしても、1993年（平成5年）の環境アセスメント現地調査から、来年の供用開始予定まで25年、実に長くかかったものであります。そこで、議

案第40号につきましては、供用開始を心待ちしている津市民の感情を考え、2018年4月から供用を開始しようとするこの議案に、日本共産党議員団はあえて反対いたしません。

しかし、水槽部だけでなく建築物全体について、今後も経過観察をしていただきたい。専門家を入れずに当局だけで判断したことについては、なお疑問が残る。もし、瑕疵があれば、業者の責任において修理させることを強く申し上げて、討論といたします。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、議案第3号から議案第14号まで、議案第18号から議案第22号まで、議案第25号から議案第41号まで、議案第43号から議案第90号まで、議案第92号及び議案第102号の84件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第2号、議案第15号、議案第16号、議案第23号、議案第24号、議案第42号、議案第91号及び議案第93号から議案第100号までの15件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第73号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第73号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

請 願 の 審 議

○議長（中村進一） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する環境生活農林水産常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

請願第31号『汚染土壌処理業（海山土壌処理センター）』の許可に対し、慎重な判断を求めることについてを起立により採決いたします。

本件を、委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定をいたしました。

なお、採択されました請願につきましては、お手元に配付のとおり、処理経過及び結果の報告を求めるといたしましたので、御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
環境生活農林水産常任委員会関係

請願第31号 『汚染土壌処理業（海山土壌処理センター）』の許可に対し
慎重な判断を求めることについて

意見書案審議

○議長（中村進一） 日程第3、意見書案第3号精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用に関する意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

意見書案第3号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 提 議 案 の 上 程

○議長（中村進一） 日程第4、議提議案第1号三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（中村進一） 提出者の説明を求めます。25番 藤田宜三議員。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明申し上げます。

議提議案第1号三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案は、議会経費の節減のため、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、三重県議会の会派に交付される政務活動費の月額を、1人当たり15万円から8万4000円に減額するものであります。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。よろしく御審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

議提議案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決

されました。

議 案 審 議

- 議長（中村進一） 日程第5、議案第103号から議案第107号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

- 議長（中村進一） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

- 知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第103号から議案第107号について御説明いたします。

これらの議案はいずれも人事関係議案であり、副知事、教育長、教育委員会委員、監査委員及び収用委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上簡単ではございますが、提案の説明といたします。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（中村進一） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

- 議長（中村進一） これより採決に入ります。

議案第103号から議案第107号までの5件を一括して起立により採決いたします。

本案にいずれも同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は、いずれも同意することに決定いたしました。

特別委員長報告

○議長（中村進一） 日程第6、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、子どもの貧困対策調査特別委員会及びサミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会から、調査の経過と結果について、報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。藤根正典子どもの貧困対策調査特別委員長。

[藤根正典子どもの貧困対策調査特別委員長登壇]

○子どもの貧困対策調査特別委員長（藤根正典） 子どもの貧困対策調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

平成25年国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は16.3%となり、およそ6人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分に満たない状況にあります。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率は54.6%と非常に高く、ひとり親家庭が経済的に苦しい状況にあることがうかがえます。

本委員会は、こうした社会情勢の中で策定された三重県子どもの貧困対策計画の進捗状況等も踏まえ、主に福祉、教育、雇用の分野における子どもの貧困対策について調査を行うため、昨年5月に設置されました。

子どもの貧困問題の背景には、家庭の経済的な困窮だけでなく、様々な問題が複雑に絡み合っていますが、本委員会では、子どもの居場所づくりと学習支援、包括的支援のあり方、就労支援の三つを重点調査項目として調査していくこととしました。

これまで、15回にわたる委員会を開催し、県当局から県内の現状や事業の

取組状況などについての聞き取りや、参考人招致により専門家の意見聴取を行うとともに、子どもの貧困問題が抱える課題について、委員間討議を重ねてきました。

また、先進的な自治体の取組やNPO等の支援状況について、県内外調査を実施し、関係者の方々と意見交換を行うなど、子どもの貧困対策に係る知見を深めてきたところです。

これまでの本委員会における調査結果を踏まえ、子どもの貧困対策について、県当局に対し、三つの重点調査項目に沿って意見を申し上げます。

1点目は、子どもの居場所づくりと学習支援についてであります。

核家族化が進み、人々のつながりが希薄化する中、子どもたちが社会から孤立することなく安心して過ごせる居場所が、地域社会に求められています。

また、学習支援事業は、子どもが学習習慣を身につけることをきっかけに、学習意欲や自己肯定感の向上にもつながる重要な取組であり、高校・大学進学率の向上、将来的には貧困の連鎖の解消につながることも期待されます。

その上で、子どもの居場所づくりと学習支援について、2点申し上げます。

まず、居場所モデルの構築についてであります。

地域で持続可能な居場所を提供していくためには、子どもや、その家庭の身近に存在し、時には困り事の相談ができる関係が築かれていることが重要となります。

そこで、集会所や隣保館、市民センターなど、地域にある公共施設等を居場所として提供していくとともに、これらの施設を拠点とした活動が活発に展開されるためのモデル事業構築を要望します。

これらの取組や事業の運営に当たっては、高齢者や若者、学校、福祉の関係者など、地域の様々な人材がかかわることで、子どもを地域で育てる意識の醸成を図っていくことも必要です。

また、拠点となる居場所を活用し、学習支援事業への参加にちゅうちよする子どもや家庭との信頼関係を築いていくための場や、食事の提供につなげるための場としていくような取組も有効であると考えます。

なお、既に設置されている子ども食堂や放課後児童クラブなども、地域の中では安心して過ごせる居場所となっていることから、各地域の特性などを考慮した上で、これらとの連携も視野に入れて検討されるよう要望します。

次に、学習支援事業についてであります。

現在、県内では、県福祉事務所の所管地域と一部の市町でひとり親家庭や生活困窮家庭を対象とした学習支援事業が実施されています。これらの取組が県内全域に広がるよう、既に実施している市町のノウハウを生かしつつ、未実施の市町への水平展開について支援を行うとともに、既に実施している市町においても、より利用しやすい事業となるよう更なる検証を行っていく必要があります。

県当局におかれては、子どもの居場所づくりや学習支援事業が真に子どもたちの助けとなるよう、市町や関係団体と連携し、優良事例の情報共有や、既存事業の検証と見直しを進めるよう要望します。

2点目は、包括的な支援のあり方についてであります。

支援を必要としている子どもや、その家庭に、個別に支援を届けることが困難な現状において、包括的な支援は直接届く支援として有効なものでなければなりません。

また、児童養護施設等の子どもたちの自立支援など、特に厳しい環境に置かれている子どもたちに対する支援は、早急に充実させる必要があります。

その上で、包括的な支援のあり方について、4点申し上げます。

まず、ワンストップの支援機関の設置、支援情報の提供等についてであります。

生活困窮者自立支援法により、支援窓口の設置が進められていますが、窓口を必要とする方の多くは、経済的な困窮に限らず、社会からの孤立など、様々な問題を抱えています。

このため、子どもの貧困対策も含めた様々な支援を1カ所で受けることができるワンストップ支援窓口として適切に機能するよう、市町や学校、関係機関等との連携、協力を進めていく必要があります。

また、複雑化、困難化する問題の解決に向けて、支援に携わる職員のスキルアップ研修の実施など、専門性向上のための取組も必要です。

このほか、NPOや企業等とも連携し、県内の支援情報の提供を行うなど、支援を必要とする人が自らアクセスすることのできる環境の構築を進めるよう要望します。

次に、児童養護施設等の子どもたちの自立支援についてであります。

児童養護施設に入所している子どもたちは、18歳で退所する際、進学、就職どちらの場合も、本来得られるはずの親の支援もないままに自立を迫られている現状があります。また、進学した場合の退学率や、就職した場合の離職率も他に比べて高くなっています。

そこで、施設入所中の子どもたちに対して、職業体験など自分の将来のモデルとなる人との出会いにつながる機会や、地域との交流を通じた社会とのつながりを感じる機会を得るための事業の実施について要望します。

さらに、現在は施設の職員がボランティアで行っている施設退所後の支援についても、新たに支援員を配置するなど、施設入所中から信頼関係を築き、施設退所後も社会でしっかりと自立するまで継続して支援を行い、子どもたちのよりどころとなるような支援策を早急に充実させるよう要望します。

また、児童養護施設の子どもたち同様、里親のもとから自立する子どもたちなど社会的養護を必要とする子どもたちについても、自立に向けた支援策を検討するよう要望します。

次に、県民向け啓発についてであります。

子どもの貧困は、子どもやその家庭の見ただけで判断できないことから、見えにくい貧困と呼ばれています。地域のつながりが薄れる中、私たちの目に見えにくくなっているだけで、県内においても、実際に困っている家庭が多く存在しています。

厳しい状況に置かれている子どもたちがいるという現実について、シンポジウム等、関係者の生の声や貧困の実態を知る機会を充実させ、県民の皆さんはもとより、企業、団体等にも周知、啓発を行っていくよう要望します。

また、地域で支援を行う人材の確保につながる啓発もあわせて実施するなど、支援の輪が広がる取組としていくよう要望します。

次に、各種手当の支給方法についてであります。

ひとり親家庭の生活の安定のために支給されている児童扶養手当については、現在支給される額が十分とは言えず、支給の方法についても、法律で年3回のまとめ支給と定められていることから、家計のやりくりを難しくしています。

また、市町が経済的な理由で就学困難な家庭に支給する就学援助費のうち、入学時に必要な費用などについては、多くの場合、入学後に支給されており、制服や学用品の購入に困る家庭もあります。

これらの手当については、支給方法や支給額について改善を図り、本当に求められている時期に支給されるよう、国や市町へ一層の働きかけを行っていく必要があります。

また、家庭の経済状況により医療を受けられない子どもを1人でも減らすために県を含め多くの地方公共団体で実施されている子ども医療費助成事業については、社会保障政策の一環として国に制度創設を要望するとともに、県においても、ひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化などについて、市町と十分協議、調整の上、早期導入の検討を行うよう要望します。

3点目は、就労支援についてであります。

経済的に自立した家庭環境で子どもが成長することは、貧困の連鎖を断ち切る観点からも重要であり、親の生活の安定につながる就労支援を続けていく必要があります。家庭生活を安定させるためには、親等がパートやアルバイトなどの非正規ではなく、正規の職員、従業員として一定水準の収入を得られるようにしていくための支援が求められています。その際、国家資格をはじめとする職業資格は、就労先や働き方の選択肢を大きく広げる効果も期待できます。

県当局におかれては、市町やハローワーク等とも連携し、就労支援と合わせて職業資格の取得を支援する制度の充実や周知を十分に図られるよう要望

します。

以上、三つの重点調査項目に沿って意見を申し上げましたが、子どもの貧困問題は、一朝一夕に解消できる問題ではありません。子どもや家庭の生活実態をしっかりと把握し、それぞれの家庭が求める支援を積み上げていくことが重要であり、それを見守る地域社会の構築も必要となります。

県当局におかれては、本当に支援を必要としているにもかかわらず、SOSを発せずにいる子どもや家庭を見つけ出し、支援につなげていくことができるよう、日ごろから市町、学校をはじめ、企業やNPO、地域の支援者等と連携を密にし、子どもに直接届ける視点を持って取組を進められるよう要望します。

また、これら子どもの貧困対策を着実に進めていくために必要となる財源の確保についても、未来ある子どもたちに対しての行政の責任として、しっかりと取り組んでいかなければなりません。

最後に、本県の取組が、貧困の連鎖を断ち切るきっかけとなり、子どもたちがどのような環境に生まれ育っても夢と希望を持って成長していくことができる明るい未来への一助となることを願いまして、本委員会の報告といたします。

○議長（中村進一） 中嶋年規サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員長。

〔中嶋年規サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員長登壇〕

○サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員長（中嶋年規） サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

伊勢志摩サミットは、昨年5月に安全に開催され、成功裡に閉幕し、三重県の歴史に新たな1ページを加えました。この伊勢志摩サミットの開催の陰には、多くの方々の御努力がありましたけれども、今期をもって退任されます石垣英一副知事におかれましては、その多大なる御功績に改めて敬意と感

謝を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。

日本の原風景とも言える美しい自然が今なお残り、先人の英知をおのこの時代に融和させ、そこで磨かれた文化を連綿と受け継いできた三重県は、世界最高峰の国際会議を開催するにふさわしい地であったと、改めて感じています。

典型的な地方において開催された初めてのサミット、その千載一遇のチャンスを最大限に生かし、ポストサミットの取組を通じ、地域の総合力向上を促す政策提言に資する調査を行うため、本委員会は設置されました。

設置以来10回にわたる委員会では、県当局からポストサミットの取組状況等を聞き取るとともに、今後の取組の方向性等について議論を重ねてきました。

また、参考人招致や県内調査を実施し、県内の自治体、観光関係者、物産関係者などからサミットによる効果やポストサミットの取組等を聞き取るとともに意見交換を行い、地域の総合力向上に係る認識を深めたところです。

平成28年9月定例会月会議における本委員会の中間報告を踏まえ、県当局が平成29年度三重県経営方針（案）で伊勢志摩サミットの成果で三重の活力を高めるといふ、まさに地域の総合力を高める考え方を示されたこと、それに向かう具体的な取組を平成29年度当初予算に計上されたことは、評価するところです。

本委員会ではこれまでの議論を踏まえ、未来に向かって三重県が持続的に発展するために注力すべき取組について、当初予算に計上された取組も含め、五つの観点から意見を申し上げます。

1点目は、観光誘客についてです。

伊勢志摩サミットでは、もののあはれ、不易流行、常若など、日本人を象徴する文化が三重の地で育まれてきたこと、G7首脳に日本の強さの源泉をみたと言わしめた日本の文化聖地であることが注目され、三重県を訪れたいという動機づけとなっています。

この好機を生かし、国内外の人々を呼び込むに当たっては、こうした三重

県への興味、関心を高めているコアターゲットを選定し、そのコアターゲットへ重点的に働きかけていくことを提案します。

また、各団体等のトップが参画した伊勢志摩サミット三重県民会議で培った経験、組織力を十分生かした観光誘客の展開を提案します。

2点目は、産業振興についてです。

日本の文化聖地にふさわしい新たな商品、コンセプトを創造し、また、それらに公式マークを与えるなどして、三重県ならではの商品、コンセプトをブランド化することを提案します。

また、伊勢志摩サミットで提供された三重県各地の食材を活用し、地域を代表する料理をつくるなど、美食の地みえを売り出すことで、食産業の振興につなげることを提案します。

さらに、三重県ならではの商品、コンセプトを内外に売り出すための人材育成にも積極的に取り組まれることを提案します。

次に、サミット開催で得られた成果の発展についてです。

G7伊勢志摩首脳宣言が発せられたことなど、サミットそのものの成果も多々得られるとともに、安全・安心にサミットを開催できたことは、県民の大きな誇りと自信になりました。その経験を今後の県民生活に生かすために、サミットに協力いただいた団体、地域と連携して、県民の安全・安心を守るために推進された各種取組を継続、発展させていくことを提案します。

また、ボランティアなどでサミットに参加した県民が、そこで得られた経験や自信をもとに、地域のために活躍できる場や機会を提供されることを提案します。

次に、次世代の育成についてです。

ジュニア・サミットなどでは、子どもたちが国際的な視野を広げるとともに、様々な場面で自らの意見や考えを発信する等で活躍しました。これらの経験や成果を明日へつなぐためにも、グローバル人材の育成を継続し、充実させていくことを提案します。

海外への派遣による交流については、現地に行ったという実績だけが残る

形式的なものに終わらせないためにも、職業系高校生が現地の産業にかかわれるような、より渡航の性格を明らかにした方向へ充実させていくことを提案します。

また、海外から人を受け入れる際に、地域の文化的背景などを子どもたちが自らの言葉で表現できるよう、ふるさとの歴史、伝統を学ぶ機会を充実させることを提案します。

最後に、戦略的、効果的な情報収集・情報発信についてです。

戦略的に人と事業を呼び込むには、ビッグデータをはじめとする情報の収集、分析が重要ですが、本委員会の調査過程において、そこに弱みがあること、とりわけインバウンドに関する情報収集、分析の弱さが議論されたところでした。

消費者や旅行者、特に訪日外国人に関するデータの重要性を再認識し、データ収集への支援、収集されたデータを県として適切に提供し、企業、団体や地域が主体的に動きやすい環境を整えられることを提案します。

また、情報の発信に際しては、日本の文化聖地の印象を散漫にしないためにも、県当局は一定期間はそのコンセプトに特化した情報を前面に押し出し、発信する情報の集約と選択を徹底されることを提案します。

国家行事としてのサミットが成功裡に閉幕したことは最初に申し述べましたが、三重県にサミットを誘致したことが成功したか否かの評価は、未来の三重県民に委ねられるものです。

県当局におかれては、サミットによってもたらされたレガシーを活用したポストサミットの取組を展開し、その成果を検証しながら、地域の総合力を向上させ、日本における今後のサミット開催地に目標とされるような、ポストサミットモデルを三重県の地で構築されることを要望いたします。本委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（中村進一） 以上で特別委員長の報告を終わります。

議 員 派 遣 の 件

○議長（中村進一） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 三重県中小企業レディース中央会との懇談会

(1) 派遣目的

三重県中小企業レディース中央会は、女性の持つ斬新な英知と感性、パワーを集結し、広域的連携と交流促進を通じて、地域社会や中小企業の振興発展に寄与することを目的に活動している。

県議会として、議会活動の理解を深める一助とするため、同会との懇談会に出席し意見交換を行う。

(2) 派遣場所 三重県津市

(3) 派遣期間 平成29年3月21日 1日間

(4) 派遣議員
中瀬古初美 議員 石田 成生 議員
大久保孝栄 議員 山内 道明 議員
山本 里香 議員 長田 隆尚 議員
倉本 崇弘 議員

○議長（中村進一） これをもって本日の日程は終了いたしました。

副 知 事 発 言

○議長（中村進一） この際、石垣英一副知事から発言を求められておりますので、これを許します。石垣英一副知事。

〔石垣英一副知事登壇〕

○副知事（石垣英一） 発言のお許しをいただきまして、大変ありがとうございます

います。

私、任期途中でありますが、3月31日をもちまして副知事の職を退任させていただくこととなりました。

平成24年4月の定例会において選任の同意をいただき、着任してから5年間、鈴木知事のもと、県政の進展に全力を尽くしてまいりました。

特に、昨年5月に開催されました伊勢志摩サミットについては、無事成功裡に終えることができました。微力ながらその一助となれましたことは、大変得がたい経験であったとありがたく思っているところでございます。

これまで、議員の皆様方にはひとかたならぬ御指導、御協力、御鞭撻をいただきました。衷心より厚く御礼を申し上げます。大変お世話になりました。

議員の皆様方のこれからの御健康とますますの御活躍を心から祈念いたしまして、私からのお礼の御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

○議長（中村進一） 石垣副知事、本当にお疲れさまでございました。

休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明22日から30日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明22日から30日までは休会とすることに決定いたしました。

3月31日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時15分散会

紹

介

○議長（中村進一） 議員各位に申し上げます。

先刻、副知事に選任同意をいたしました稲垣清文さんから御挨拶を受けることといたします。

稲垣清文さん、御挨拶願います。

○（稲垣清文） 先ほどは、選任同意を賜りまして、まことにありがとうございます。

もとより大変非力ではございますが、精いっぱい努力を重ね、職責を果たしてまいりたいと思っておりますので、引き続きの御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で終了いたします。